慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	重慶国民政府軍事委員会の「南進」対応をめぐる一考察：「中越関係」案を手がかりに
Sub Title	Reflections on the Chinese nationalist government military's response to the Japanese Southern expansion policy : focusing on the relationship with French-Indochina.
Author	藤井, 元博(Fujii, Motohiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2014
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.4 (2014. 1) ,p.145(589)- 171(615)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140100-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

重慶国民政府軍事委員会の「南進」対応をめぐる一考察

――「中越関係」案を手がかりに――

藤井元博

はじめに

日中戦争の展開において、日本の南進と中国を支援する国際ルートの封鎖は極めて重要な事件のひとつであった。[1] 日本は資源を獲得してアメリカやイギリスに経済的に依存する状態を解消するため南方進出を強化したが、その一方で北部仏印進駐やイギリスに対するビルマルート封鎖の要求などの施策は対中政策の側面を有していた。仏印やビルマから中国の西南国境地域に至る国際ルートを通じた経済・財政援助や貿易による物資の獲得が中国の抗戦体制を支える外交・軍事・経済の根拠となっていたためである。この結果、東南アジアをめぐる中国・欧米との対立が連動し、日本は日米開戦への道を突き進むこととなった。そして、それは同時に日中戦争の国際化という側面も有していた。

日本の南進は確かに日中戦争の国際化を呼びおこし、重慶国民政府（以下「重慶政府」と略称する）の抗戦戦略にとっても大きな転機となった。欧米との関係強化によって日本の侵略を制しようという外交戦を展開していた重慶政府にとって、南進はその理想的状況を作り出す格好の機会だったのである。重慶政府の外交戦略の関係について論じた先行研究も、この点を強調している。[2] しかし、日本が東南アジアに進出し兵力を展開させたことは、中国にとって有利な国際情勢の生成したにとどまらない重い意味を有していた。それは、中国にとって抗戦を支える国際ルートの断絶という、目前の脅威の出現であったとともに戦線の拡大を意味していた。その新たな戦線は、中国大陸における戦場と異なり、イギリスやフ

ランスの植民地と直接国境を接する地域に跨っており、日本と欧米が東南アジアにおいて実際に軍事衝突する可能性を秘めていた。つまり重慶政府にとって日本の南進は従前と全く異なる軍事的対応を求める問題だったのである。重慶政府にとって西南国境地域における対日作戦は対外関係と密接に連関するものとなったといえよう。

以上のことから筆者は、重慶政府がいかに日本の南進に対応したのか考えるうえで、その外交戦略だけでなく軍事的側面にも注目する必要があると考える。近年の研究によれば、重慶政府は日本の南進に対抗し、雲南およびビルマにおいてアメリカやイギリスとの軍事協力を進めていた。(3) そのなかで重要な役割を果たしていたのが軍事委員会であった。日米開戦勃発後、軍事委員会はビルマへ遠征軍を派遣したほか連合軍との連絡部局である外事局を設置するなど、連合国との軍事的連携強化を推進した。つまり軍事委員会は、重慶政府が欧米と協力しつつビルマや雲南など西南国境地域における軍事政策と対外政策を推進していく過程において中核的な存在だったのである。そこで、本稿では軍事委員会が日本の南進に対抗すべく立案した軍事政策の過程を分析し、そこにこめられた政治的・軍事的な意図やその根底にある情勢認識、政策立案を支えた部局・幕僚の関係を読み解く。(4) これにより、日本の南進に直面した重慶政府内部における軍の役割ないしは軍の将来構想についてその一端を明らかにできるであろう。

以上の関心に基づき、本稿は一九四〇年五月から六月にかけて軍事委員会で検討された対仏印政策と西南国境地域防衛策の連関について論ずる。主な史料として、一九四〇年五月以降に軍事委員会で検討された仏印政策に関する諸案件の文書を綴じた「中越関係」案のなかで当該時期にあたる一件を用いた。侍従室や軍令部が関与する政策の内部文書は現在そのほとんどが未公開状態のため、これは軍事委員会内における政策過程を辿ることのできる貴重な史料であるといえる。

では、本稿が注目する問題について、これまでどのような点が明らかにされてきたか。すでに挙げた軍事関連の研究以外では日中戦争と国際情勢の関係については近年研究が進んでおり、なかでも日本と戦うため欧米諸国との関係強化を図る蔣介石の対外戦略に注目が集まっている。(5) また、西南国境地域との関連については特に雲南省をめぐる中央と地方勢力の政治力学に注目した楊維真の研究が挙げられる。(6) これらの研究によれば、国民政府

は常に日本の動向と国際情勢の変化を意識し抗戦戦略に反映させており、日本の南進も戦略を形成する大きな要因となっていた。しかし、先行研究では、指導者である蔣介石や孫科など大物政治家、王世傑ら一部ブレーンの戦略構想に注目が集まる一方で、蔣の権力の源泉である軍についてほとんど論じられてこなかった。そのため、西南国境地域における重慶政府の抗戦政策において軍が果たした役割はいかなるものだったのか、またどのような過程を経てそれが形成されたかについては明らかでない。特に北部仏印進駐前後の時期に関してはほとんど研究が進んでおらず、解明が待たれる。

一、一九四〇年の西南国境地域をめぐる情勢

一九三八年から一九四〇年にかけて、日中戦争の状況は大きく変化していた。まず一九三八年一〇月までに広州と武漢が陥落、蔣介石率いる中国国民政府は西南の奥地へ逃れ重慶に拠点を構えた。そして広州・武漢両都市を結ぶ鉄道路線（粵漢線）以東の地域を失った状態に陥り、同路線を利用した海外からの物資調達も途絶えた。そのため、重慶政府は一九四〇年四月に運輸統制局を軍事委員会内に設置して主に広西や雲南と東南アジア植民地との国境地域を通じて国際通商と支援物資の獲得を統一的に進めた。[7] 他方、対中戦争の終結を急ぐ日本は、重慶政府の抗戦体制を破壊するため通商ルートの封鎖をめざして動いていた。後方の西南地域に依拠して生存を図る重慶政府とその封鎖をもくろむ日本との間で戦線は南下していったのである。

広州陥落以降、日本は次々と南シナ海において軍事行動を起こしており、すでに一九三九年末までに海南島および東西沙島を占拠した。なかでも仏印に近い海南島への進攻は日本にとって南進により生ずる国際的な影響を占う意味でも重要な作戦であった。[8] 次に日本軍は仏印を通じた通商ルートの主要拠点である南寧と物資集積地である龍州の占領を企図して広西省に進攻した。これに対し重慶政府は南寧を取り戻すべく一九四〇年二月まで戦闘を続けたが大敗し、南寧は日本軍の占領下におかれた。その後、日本軍は西南地域での行動を鎮静化させつつ、華中において攻勢を強化し、一九四〇年五月に中国軍主力との決戦を企図して湖北省宜昌に進攻した。このため、西南国境地域の戦局は比較的に落ち着いていたといえる。軍事委員会の情勢認識にも危機感は見られず、軍令部は一九四〇年四月に策定した戦線全般にわたる防衛計画の

なかで、広西省南方に展開する日本軍について「しばらくの間、いかなる積極的な行動に出る企図も存在しない」と評価していた。[9]

しかし、そうした西南国境地域をとりまく状況は遠く離れたヨーロッパ情勢の急激な変化を契機に大きく変わる。五月一〇日、ドイツが西部攻勢を開始してベルギーとオランダに進攻した。両国の救援に駆け付けたイギリス・フランス連合軍をベルギーに釘付けにしたドイツ軍はアルデンヌの森を抜けてフランス領内へ進撃し、一五日にはセダンへと到達、これによりフランスの敗色が濃厚となった。五月末までにオランダ、ベルギーが降伏し、英仏連合軍はダンケルクから撤退することとなった。フランスはそれから約二〇日後の六月二二日に降伏した。このドイツの勝利により東南アジアの諸植民地は極めて不安定な状態に陥った。仏印と蘭印はそれぞれ宗主国を失い、イギリスも本土防衛に集中せざるをえなくなったためである。

他方、東アジアでは、日本が一九四〇年五月よりオランダ領インドシナ（以下「蘭印」と略称する）との資源獲得交渉に乗り出し経済的進出を図っていた。そして、六月半ばにドイツ軍がパリを陥落させたことを契機に、その東南アジア進出は加速した。日本は対中国際ルート遮断を企図して龍州を占領するべく部隊を展開しながら、[10]フランス政府に対し封鎖を求めて圧力を強めた。それにより、仏印を通じ中国国境に至る輸送の拠点に日本の監視団が設置されることとなった。[11]フランスがドイツに降伏すると、六月二九日に有田外相が「大東亜共栄圏」を宣言し、日本は南進政策を明確に打ち出した。[12]

植民地宗主国が次々とドイツに降伏したことで、その東南アジアにおける体制は極めて弱体化し、日本の干渉を強める結果となったのである。そして重慶政府もまた西南国境において日本の脅威に直面することとなった。

二、一九四〇年以前の対仏政策

日本は一九三八年より中国における戦線を華南へと拡大させ、東南アジアの諸植民地に対し干渉し始めていた。同時期、中国はすでにこの動きに対応しフランスとの協力を模索していた。[13]本節では、本題に入る前に一九四〇年五月以前の仏印をめぐる重慶政府の動きについてみておきたい。

中仏両国は一九三七年からすでに協力関係を模索し、ハノイを通じて中国に物資が供給されていた。[14]一九三八

年に入ると、中国はフランスとの軍事協力を模索し始めた。そこで、立法院長であった孫科の方針に基づきフランス政府との間で秘密交渉が進められた[15]。孫科自身もヨーロッパ諸国との連携を掲げ、一九三八年にフランスやソ連を歴訪した。フランスを訪れた折に彼は軍事面も含めた中仏協力について話し合った。その後、彼の指示のもとで楊杰駐ソ大使と顧維鈞駐仏大使がフランス側と交渉にあたり[16]、軍事協力協定の草案が策定されるにいたった。しかしながら、中仏の軍事協力は実現しなかった。日本が東南アジアの植民地諸国に対する干渉をはじめ、ヨーロッパでイギリスとフランスがドイツに宣戦して大戦が勃発すると、一九三九年九月には軍事顧問団が引き上げられた。

また、軍事委員会内でも同様にフランスとの軍事協定締結による欧米諸国との関係強化を求める声が上がっていた。一九三九年三月に王世杰参事室主任が対仏戦略案を蔣介石に提出した。参事室は軍事委員会内に設置された蔣介石の諮問機関で主に外交について助言していた[17]。王は仏印の防衛と広西・雲南両省の防衛が密接に関連していることを指摘し、仏印に関しフランス軍と協力することを訴えた[18]。

雲南・広西と仏印を結びつける王世杰の論法は、後述する一九四〇年五、六月の政策においても見受けられるもので、立案した幕僚たちによって参照された可能性が高い。ただし、孫科や参事室の戦略が西南国境防衛に軸を置いていたとは考えにくい。当時、参事室は欧米諸国との協力関係の強化によって日本を制し、日中戦争の解決をはかる抗日戦略を掲げていた。そして、それは重慶政府の対外政策の基本方針であった[19]。孫科や楊杰の対仏政策もその方針を踏襲していた。楊は蔣介石と外交部に宛てた中仏協定の草案において、同協定の存在がイギリスも含めた中英仏の協力と協定の締結や、中ソの協力、アメリカの援助を促進すると述べていた[20]。重慶政府はフランスとの軍事協定を欧米諸国との協力関係強化の一環として位置づけていたのである。

以上が一九四〇年五月以前より重慶政府内で検討されていたフランスとの軍事協力案の簡単な整理である。重慶政府は日中戦争に欧米諸国を介入させる外交戦略に基づき、フランスと軍事協定を結ぶことで他の欧米諸国との関係強化を推進し、日本に対する国際的な圧力の強化をはかっていた。すなわち、一九四〇年までの対仏政策は、対日外交戦の一環として位置づけられていたのであ

る。他方、この外交戦略を汲みつつも異なる発想に基づいていたのが、軍事委員会によって推進された一九四〇年五、六月の対仏印政策であった。

三、軍事委員会の対仏印政策立案

一九四〇年五月以降の軍事委員会による対仏印政策の議論に入ろう。まず、ここでは政策の内容などに関する詳しい分析の前に、「中越関係」案から確認される政策立案から遂行にいたる経過について確認しておきたい。

一九四〇年五月二九日に軍事委員会侍従室が蔣介石に回したハノイ領事館発の機密情報は、仏印植民地空軍司令「台維斯」なる人物が日本に対抗する計画を起草して、中国にも協力を求めてきた、という知らせから始まっていた。イギリスとフランスは連絡を取っており、すでにアメリカとイギリスが仏印に連絡将校を派遣しているという。また、香港・ハノイ・シンガポールを経由した情報網の存在についても示唆していた。続けて同報告は軍事委員会の仏印における活動の現況に触れている。それによれば、軍令部の斉清儒、航空委員会の張志鵬がハノイに派遣されているものの、情報活動の規模は小さく仏印政府とも連絡を取れていないとのことであった。文書の端には賀耀組侍従室第一処主任と戴笠調査統計局副局長（軍事委員会調査統計局。以下「軍統」と略称する）の判がおされており、両者の閲覧の上で蔣介石に回されたことがわかる。[21]

機密情報を読んだ蔣介石は重要事案と受け取り、ただちに対応をはかった。侍従室に宛てた蔣のメモによれば、仏印との軍事協力に何が必要か研究計画を起草して何應欽参謀総長に回し、英仏の当局と事前協議するよう指示した。[22] それから数日のうちに軍事委員会内で仏印との軍事協力に向けた準備がとられていった。

蔣介石は六月二日に改めて何應欽に指示を出し「華越軍事合作は非常に必要である。欧州における戦争が拡大し、日本が北部仏印への進出をうかがうこの時にあたり、双方の軍事援助は支援を待つ時間のない計画である。速やかに、計画の進行並びにフランス当局を招いて協議することの緻密な研究をすべきである」と、仏印工作の強化を促した。[23] 当時、蔣介石はヨーロッパにおけるドイツの西部攻勢に注目し、徐永昌や侍従室で情報を集めさせていた。[24] フランスがドイツに降伏する可能性の高いことを見て取り、仏印への支援が途絶えて日本の仏印進出に対し救援が間に合わなくなると考えたのであろう。

何應欽はおそらく蔣介石の指示書をそのまま軍令部に回したのであろう。指示書の端には、軍令部第一庁が作戦計画案の起草を、第二庁が英仏当局との協議を担当するという翌三日に下された軍令部の決定が記されている。[25] 後述するが、軍令部は軍事委員会において参謀本部の役割を果たす部局である。第一庁の政策案は六月八日に、「倭寇擬進窺越南与我國対策之建議」としてまとめられ、蔣介石の閲覧のうえで何應欽に回された。[26] 建議の内容については詳しい分析を要するため後述するとして、ここでは簡単にまとめるにとどめる。軍令部の作成した建議は七項目からなる仏印との軍事協力案である。七項目は軍事同盟あるいはそれに準ずる協定の形式にはなっておらず、日本が仏印に進駐した際に、中仏が相互にとる具体的な軍事行動案となっている。

軍令部第一庁の建議を読んだ蔣介石は、六月九日に何應欽に対し、先に重慶に駐在するフランス武官と秘密に協議して、軍令部の作成した提案について同意を得ること、同意を得たら軍事委員会侍従室第一処主任の賀耀組を仏印武官との交渉のため仏印に派遣することを指示した。[27] その結果、軍令部第二庁の人員が上海にいるフランス武官との協議に派遣された。折衝の場が設けられたと思われる上海の租界は、日本軍が上海を攻略したのちもその支配を受けずに中立を維持する陸の孤島であった。そのため、上海租界内は軍統など重慶政府側の組織も活動が可能な状況にあった。

協議の結果は芳しいものといえず、中国側の協力案について具体的な議論があるようなものではなかった。フランス側は協力について賛意を示したものの、具体的な言質を中国側にとらせず、折衝において一切の明確な意思表示や希望もしないという態度を貫いた。また今後の交渉についても「大使を通した正式ルートによる秘密交渉」とするのみで、次の日程はおろか時期すら決まった様子はない。徐永昌はこの結果について報告したなかで、ハノイにいる斉清儒からの情報を引き、日本が敵対の表示をしなければフランスは現状の政策を維持する、と論じている。[28] 徐永昌の論ずる「現状の政策」が何を指しているのかいささか不明瞭だが、ドイツとの戦いで敗北寸前のフランスに日本と戦う余裕などなかったことを踏まえれば、日本との争いを避ける姿勢を意味していると思われる。

徐永昌は政策をあきらめつつあったといえよう。さらに蔣介石も同様の感想をもったようである。六月一七日、

フランスはドイツに休戦を申し込んだが、蔣介石もまたそのことを同日中に知っていた。[29] その結果、蔣介石は軍事協力案の存在自体に疑問をもったらしく、同一七日に台維斯なる人物の消息と彼の提案とされる軍事協力案の根拠について侍従室に調査を指示している。[30] なお、その調査結果は「中越関係」案に収録されておらず該当する文書も発見できていないが、いずれにせよ案件自体消滅したのであろう。賀耀組が折衝に派遣された様子もない。また、この後も軍事委員会は斉清儒を通じて仏印総督府に接触を図っていた痕跡は見られるものの、[31] 交渉自体からは手を引いた。かわりに許念会駐ハノイ総領事が仏印総督府秘書官と話し合ったようであるが、その結果も進展のあるものではなかった。[32]

「中越関係」案の内容から判明した軍事委員会による対仏印政策立案の一連の流れが明らかとなった。政策文書のやり取りからは、仏印空軍指揮官を名乗るも階級・役職の一切不明な台維斯なる人物からの怪しげな提案に軍事委員会がのめりこんでいく経過が伝わってくる。蔣介石と軍事委員会が政策をいかに位置づけ、またいかなる論理をそこに込めていたか、以下において検討する。

四、軍令部の計画

本節では軍令部第一庁が建議した「倭寇擬進窺越南与我国対策之建議」に即して分析を試みる。同建議案は、蔣介石の命を受け、他の関係部局の関与のないまま立案された、軍事委員会内における議論の産物であった。しかし、フランス武官との交渉時に協定の草案として提示されたことから、[33] 対仏関係上、重慶政府の外交政策として打ち出されたといえる。そのため建議案が提議する構想は、軍事委員会内に限定された議論であると同時に、重慶政府の対仏印政策の中核に位置づけられるものだったと考えて差し支えなかろう。

内容は以下のとおりである。少々長いが、ほぼ全文を引用した。なお読みやすくするために、和訳にあたって一部で改行を加えている。また、【　】は著者註となり、（　）は原文のままである。

「日本の企図する仏印進駐と我国の対策の建議」[34]

敵が最近、海南島に結集した航空機は約二〇〇機、軍は約二万人である。東京湾【欽州湾】と海口、東西沙群島に集結した艦隻は一〇〇隻余りに達している。[35]

その意図を察するに、安南【一般に中部ベトナム地域とされるがここではハノイ周辺のインドシナ半島北部も含めた地域と考えられる】と蘭印への進出を企図しているように思われる。

敵の南洋攻略は遅かれ早かれ現実化する。仏印【原文は「越南」であるが一八八七年よりベトナム含めインドシナ半島の直轄植民地・保護領はフランス領インドシナ連邦として統合されており、同連邦の統治当局を指すと思われる場合は「仏印」と表現する】の防御態勢ははなはだ空虚であると言われる（附図参照）。最近また我が国に対して兵源供給の要求があった（五月二九日の重慶情報を参照のこと）。もし敵が越南【単に地域としてベトナムを指すと思われるが、原文の雰囲気を尊重し、そのまま使用した】に上陸した場合、一、二か月間で越南は全域陥落するであろう。ただし安南は要衝であり、我が国と国際交通路線のほとんどはこの地に依存している。敵がここを占領し、雲南国境地域に兵を配備すれば、毎日昆明に爆撃がなされ、我が国の西南国際ルートはまさに全て断裂の危機に陥り、今後の対抗措置については考えるに堪えない。ゆえに我々は敵が動く前に、できるだけ早く計画をつくり、前もって仏印当局の同意を取り付けなければならない。もし敵が一旦侵略を実行すれば我が国はただちに安南に派兵し、共同で敵を防ぐ責任がある。その理由を挙げれば、第一に安南は我が国西南国境の屏障であり、敵が侵入して西南の門戸を閉ざすのを黙って見ていられない。第二に我々は日本と戦争するにおいて三年来、敵が進軍した所はいずれも我々はそれをくつがえさなければならず、決して休ませる機会を与えてはならない。第三、この行動は我が国の国際的地位を高めるものである。第四、越南は元来我が国の屏藩であるとはいえ、いずれ独立を迎える。けれども、抗戦と建国は並行して矛盾せず、我々は急ぎこの時を逃さず基礎を固めて、将来かかる多くの負担を避けるべきである。

我方とフランス当局は急ぎ了解に達するべきであるが、それはただ対日本に限るべきもので、最初より一般的な性質の軍事協定を結ぶ必要はない。我々の作戦対象は唯一日本にあり、その他はすべて友好関係にしておくべき国である。【フランス側と妥結すべき】了解事項は以下の各項目に包括すべきであろう。

（一）　日本が仏印に侵略した場合、我方はフランス側

と共同防衛の責を有する。特にトンキン地方とラオスの二地域においてである。

（二）　ハイフォンおよびナムディンにおいて日本が上陸した場合、我方はハノイに進軍し、フランス軍を支援する責を有する。

（三）　越南のその他の地域において、我方の支援が必要とされる場合は、また臨時に取り決めを行う。

（四）　仏印への援軍は我方により直接の指揮を受ける。

（五）　武器弾薬の補給は、仏印政府を通じ十分に供給されなければならない。

（六）　事案発生の前時点に於いて、我方は一〇個師団の兵力をあらかじめ指定し、フランス側より新装備を受けるとともに、顧問若干名を受け入れて訓練を行う。これによってフランス軍との共同作戦の任務を達成する。

（七）　戦争終結後、この項にある部隊は中国に戻り復員させる。

なおまた、仏印とインド・ビルマとの間にはもとより共同対抗の秘密協定があるが、我方と仏印当局の了解（或いは協定）はこれに拡張し、イギリス領のビルマ、インド、マレーや、蘭印、アメリカ領のフィリピンおよび我が西南辺境を包括すれば日々強固になると考える。

以上が軍令部の構想した、仏印との軍事協力に関する建議案である。軍事委員会内のみで政策立案を進めたためか、彼らの情勢認識と要求が極めてストレートに表現された内容といえよう。軍令部は、文書の前半部分で仏印国境周辺の状況について触れながら仏印と協力して日本に対抗する必要性を説き、そのうえで軍事協力の具体的な協定案を提示している。

いくつか興味深い点があるので考えたい。まず、軍令部は冒頭で日本軍が海南島付近に相当数の陸・海・空兵力を集結させているとし、その目的を武力南進であるとしている。そして、仏印軍の脆弱さを指摘し、単独では上陸した日本軍にほとんど対抗できないとした。

それでは仏印進攻後、日本軍はいかなる行動をとるのか。軍令部は、日本軍が仏印進攻後に雲南国境に兵を配備し昆明を攻撃するとして、西南国境に対する脅威を強調している。すでに一九三九年一二月より、雲南と仏印を結ぶ滇越鉄道は日本軍の爆撃に曝されていた。加えて一九四〇年六月には宜昌をめぐる戦いに敗北したことで

重慶が攻撃される可能性も高まりつつあった。このような状況下で蔣介石は悲観的になっており、日本が華中と西南国境の二方向から重慶を挟撃しようとしていると考えていた[36]。武力南進からの西南国境地域進攻を現実視する見方が軍事委員会指導部層に広がっていたことは確かである。

また、建議案を作成した軍令部第一庁の情勢認識も軍事重視の論理に大きく影響している。第一庁長の劉斐は、二月の桂南会戦終結時に蔣介石に提出した報告書のなかで、日本の南寧攻撃は西南の国際ルートの遮断を目的としたものであり、今後も同様の目的で進攻してくる可能性があると指摘していた[37]。建議案の指摘する雲南に対する脅威認識も同様の危機感に基づくものであったといえよう。

以上のような軍令部の見方をもっとも明確に表しているのが、「安南」と「越南」を分けて論じている点だろう。軍令部は日本軍がベトナム全域を一、二か月で陥落させるとの見通しを示しているが、日本軍の自国に対する脅威と結び付けて論じられているのはあくまで「安南」のみである。しかも、その後「我が国はただちに安南に派兵し……」と中国軍の派兵先をあくまで安南に限定している。つまり、軍令部にとって重要視するべきは西南国境に接する地域に対する日本軍の攻撃であって、ベトナム全域ではなかった。こうした西南国境地域のみへの対応に集中した認識・論理は、文書後半で示された協定案の内容を強く規定している。

日本の越境攻撃の対象として雲南国境と昆明のみを挙げていることも興味深い。広西も雲南と同様に仏印と国境を接しており、国際ルートが通っていたにもかかわらず、なぜ軍令部はあくまで雲南に対する脅威のみを取り上げたのか。これも恐らく軍事的な観点に基づいて議論を設定したゆえであると思われる。当時、広西南方の仏印との国境地域は日本軍の支配下にあり、大規模な作戦行動など望むべくもなかった。また、流通の拠点である南寧と龍州が占領されている状況では広西の国境を守ったとしても国際ルートを安定化させることは困難であったと思われる。つまり、不安定な広西のルートよりも雲南のルートの確保・防衛に注力しようと軍令部は判断したのではないだろうか。前述のとおり、軍令部は広西から日本軍が西進し雲南の国際ルートの遮断に打って出る可能性を考慮していた。西南地域と国際ルートに向けさらに深く侵攻してくる日本軍に対抗する必要を軍令部は

感じていた。こうした観点から軍令部はベトナム北部と雲南の国境地域を特に重視した認識を前半部分において示していたのである。

以上のごとく建議案の前半に示された軍令部の情勢判断は、西南国境付近の地域に対する日本軍の軍事的脅威を強調する分析により重きをおいていた。そのため、仏印との共同作戦も西南国境地域への攻撃に対抗する観点から意義づけられた。共同作戦を掲げる動機として、軍令部は日本軍による西南国境封鎖の阻止を第一に挙げている。また、第二の理由として過去三年間の日本軍との戦いを引き合いに出し、仏印における戦線も中国国内の戦線の延長線上にあることを強調している。軍令部にとって仏印への派兵は、日本に対抗するための対外政策であったと同時に、中国大陸と連続する一連の作戦行動としての意味を有していたのである。

さて、情勢分析が前半を占める一方で、建議案の後半にはフランスと結ぶ具体的な協定案の構想が提示されている。協定案は全部で七項あり、仏印との共同作戦に関する第一～五項、フランスからの軍事顧問の派遣に関する第六項、戦後の撤兵に関する第七項に分けられる。そのうえで最後に付論を付け加えている。この後半部分においても、前半部分でみられた軍事的要因を重視する姿勢が明確に表れている。

各項目を見ていくと、華越軍事合作と銘打ってはいるものの、軍事協定の枠組み全体について一切論ぜず、仏印での作戦に関する極めて具体的な要求の提示に終始している。軍事協定というよりも、中国軍が仏印に派遣された場合に中仏双方がとる行動の具体案を羅列したに近い。作戦に限定しない軍事協力のあり方を提案しているといえるのは第六項のみといってよい。ただし、ドイツの本格的な侵攻を受けている最中のフランスが最新の装備を中国軍一〇個師団に提供したり軍事顧問を派遣するなどと、軍令部が本気で思っていたとは考えにくい。対日作戦と軍事協力を抱き合わせて支援を要求し、できるだけフランスから多くのものを得ようとしたのであろう。全体的に見て、軍令部の協力案では仏印においていかに日本軍と戦うかという一点に議論が絞られていた。

かような案を作成した軍令部の意図はどのようなものだったのだろうか。前半部分で軍令部は「フランス当局と急ぎ了解に達するべきであるが……最初から一般的な性質の軍事協定を結ぶ必要はない」と言明している。字義通りに読めば、軍令部はフランスと共同で対処する相

手を日本に限定したにすぎない。対象を日本に限定すれば、ドイツやイタリアは協定の適用外である。ドイツやイタリアと関係を維持し日本のみを敵とするのは重慶政府の方針でもあった。しかし後半の七項が「了解」を具体化したものであることを考えれば、「一般的な性質の」軍事協定の必要なしとは対象の限定だけでなく内容面でも協定レベルに達しなくてよいとする意味であると思われる。つまり軍令部の意図はあくまで日本が仏印に侵入した場合の軍事行動についてフランスから協力を得ることにあったのではないか。建議案のいう「華越軍事合作」とは事実上仏印における対日共同作戦のみに限ったものであり、フランスと軍事協定を結ぶことを主眼に置いたものではなかった。

軍令部は日本軍が雲南を攻撃するのを阻止するため「敵が動く前に……仏印当局の同意を取り付け」なければならない、と前半部分で述べている。雲南を守るために仏印に部隊を派遣して日本軍と戦うことに対し仏印当局の同意を得たい、というのである。つまり軍令部は仏印で中国軍が日本軍と戦うことを可能にするという以上の目標を設定していなかったのである。例えば第一・二項のような、中国軍の作戦範囲をトンキン地方など仏印北部に限定し、仏印軍と協力して上陸した日本軍をハノイで叩くという、交渉のたたき台にしてはいささか細かすぎる項目はその意図をよく表している。軍令部が政策において西南国境に対する脅威の排除を重視していたことは明らかである。この発想は西南国境地域における軍事委員会の戦略を強く規定していくこととなる。

では、軍令部にとってフランス軍との協力は単に西南国境防衛の手段にすぎなかったのかというと、それも全く違うように思われる。確かに軍令部は仏印での作戦について、国境防衛上の意義を強調し、あたかも国内の戦線の延長戦上にあるかのように位置づけていた。しかし、中国とフランスは仏印を日本から防衛する責任を有する、と第一項にあるとおり、中仏共同の対日作戦が協力案の前提であった。以上の文脈を総じてみると、軍令部は、仏印での戦闘をフランス軍との共同作戦という形で展開することにより、第三国であるフランスを日中戦争に直接参与させようと図っていたと考えてよかろう。

また、作戦上の要請から構想された面が目立つ軍令部の建議案だが、王世杰や孫科らが示した方針を踏まえた部分も見られる。第七項の後に付された一文において、軍令部は東南アジア諸植民地と「西南辺境」との包括的

な連携を主張している。英仏間の「共同対抗の秘密協定」を引き合いに出しており、植民地宗主国との関係強化を念頭においていることが伺われる。

当時、蔣介石はヨーロッパでのドイツの勝利を転機に日本が南進にうってでる可能性の高いことを正確に把握していた。「欧州における戦争が拡大し、日本が北部仏印への進出をうかがうこの時……」という六月二日に示した見解は、それをよく表している。欧米の植民地宗主国との関係強化を求めた論理は、このような情勢認識を踏まえたものである。欧米諸国との協力によって国際的な対日圧力の強化をはかる重慶政府の外交方針にも合致した戦略といえる。(38)

かように軍令部は「西南辺境」の軍事状況を睨みつつ、同地域と国境を接する東南アジア植民地、ひいてはその宗主国との関係にまで注目していた。ただし軍令部の発想の背後には、「西南辺境」に侵攻してくる日本軍という、彼らにとって極めて実際的な目前の脅威が存在していた。各植民地と連携する対手として中国ではなく「西南辺境」を挙げていることからもわかるとおり、軍令部の念頭にあったのはあくまでも西南国境地域の状況への対応であった。

もちろん、軍令部の政策案が欧米諸国との関係強化という既定の外交路線を汲んでいたことは間違いない。しかし、建議案が示す情勢認識や仏印軍との協力案を見る限り、軍令部は欧米との関係強化以上に、日本の武力南進に武力で対抗することを重視していた。軍令部はフランスとの軍事協力をうたいつつ、実質的には中国軍が仏印にて行動することを求め、西南国境の戦線を積極的に国外へ拡大しようとした。軍令部の政策における第一義的目標は、フランスを軍事的に巻き込んで雲南を主とする西南国境地域の防衛を達成することだったのである。その発想は軍令部の、ひいては軍事委員会の「南進」対応の性格を強く規定していた。それは世界各国に向けて日本の脅威を訴えることで英米との関係強化をはかる国際戦略とは異なる論理に基づいていた。すなわち、日本の「南進」に軍事的に対抗する形をとることで積極的に戦線を中国大陸の外側へ拡大させ、それによって欧米諸国も関与せざるを得ない軍事情勢を作り出そうとしていたのであった。

建議案の内容に関する分析は以上である。ここから明らかなように、建議案には西南国境防衛を目標とする作戦上の要請に基づいた論理がこめられていた。そして、

その論理こそ建議案を貫く方針であった。軍事作戦を政策の中心に据えることで軍事委員会は西南国境をめぐる対外関係にまで深く関与していったのである。

確かにフランスとの軍事協力交渉は、成果を上げる前に終息してしまった。そのため中仏の対日協力は一九四〇年六月の時点で実体あるものになり得なかった。しかし、仏印で日本軍と戦うという構想は、欧米との関係強化を基軸においた対日外交戦だけでなく、西南国境の防衛という軍事的な問題からも位置づけられるものでもあった。日本が南進の兆候を見せたことにより、西南国境と東南アジアは重慶政府の軍事戦略において焦点を形成していったのである。

五、軍事委員会内の連繋関係

以上で見たとおり、軍事委員会軍令部が立案を担った一九四〇年五、六月の対仏印政策は、軍事的な側面を強調する内容だった。しかも、フランス側との交渉の場で提示されたことで、軍令部の建議は単に軍事委員会の一部局による作文の産物という位置づけにとどまらない国策的な意義を有する政策案となった。[39]

政策過程に関与した主な人物・部局は蔣介石、何應欽、侍従室、航空委員会、軍統、軍令部である。これら人物・部局はいずれも軍事委員会に属し、日米開戦後には特にビルマの防衛をめぐる連合軍との協同体制を構築する上で大きな役割を果たすことになる。しかもこれらの部局間では、少なくとも一九四二年まで若干のポストの異動を除きほとんど人事に変更はなかった。このため軍事委員会の組織・人事関係を分析することは、単に政策そのものの性格だけでなく、日米開戦以降にも及ぶ重慶政府の抗日戦略を外交と軍事の両面から推進した幕僚たちの存在を浮かび上がらせることにつながる。そこで、一九四〇年五、六月の対仏印政策を性格づけ、軍事委員会の西南国境地域に対する関与のあり方に大きく影響した要因として、軍事委員会の機構、組織内の制度・人事関係について考えたい。

まず注目すべきは、蔣介石と何應欽参謀総長が当初より案件に直接関与したことである。蔣介石は、軍事協力に関する案件であり、すでに軍で情報収集に当たっているとの報告を受け軍事委員会が第一義的にこの問題を扱うべきであると判断したのであろう。蔣は軍事委員会委員長の幕僚長として各部局を指導する立場にあった何應欽参謀総長に政策を推進するよう指示した。[40] 一九四〇年

五、六月の対仏印政策は蔣介石の強い意向を受け軍指導部が直接関与する案件だった。[41] なお、何應欽はその後、雲南省に派遣され同省の防衛計画の策定を進めるなど、西南国境地域における軍事戦略に関与していくこととなる。[42]

それでは政策の実務面を担った部局の役割はどのようなものであったのか。重要なのは蔣介石と何應欽との間を取り次ぐ侍従室、実務をこなす軍令部である。軍令部は対仏印政策案からフランス側との折衝、仏印における情報収集および仏印軍との連絡の全てを担う実務担当として政策を推進していた。侍従室は蔣介石と何應欽の間を取り次いで政策のペースを調整する役割を果たした。また、事前の折衝が順調に進んだ場合には交渉役となる予定だった。

まず侍従室である。侍従室は、軍事委員会委員長である蔣介石の警護、政務、党務、軍務、情報などを司る軍事委員会委員長の秘書機関である。一九三八年末の南嶽軍事会議と抗戦体制の再編に伴い規模・機能を拡大し、上記の業務を職掌する第一・第二・第三処からなる強力な組織となった。[43] 各処の主任には林蔚や賀耀組、陳布雷などが配置され、中央系の高級幕僚集団を形成していた。

戦時期の国民政府外交の機構・制度について論じた陳雁によれば、蔣介石はたびたび彼ら高級幕僚らと非公式の会議を開き、その場でさまざまな抗戦政策について討論・決定していたという。[44]

次に軍令部である。軍令部は一九三八年二月、大本営の解消に伴い大本営第一部と参謀本部を合併して設置された軍事委員会の部局である。[45] その主な機能は①防建設と地方の平定および陸海空軍の作戦動員、②後方支援の計画と運用、③情報および国際政情の収集と整理、④参謀将校、陸軍大学、測量総局および駐外武官の統括と運用である。[46] 軍令部は四つの庁から構成されており、対仏印政策に関与したのは第一庁と第二庁だった。前者は主に作戦や動員計画の作成など政策立案を職掌し、後者は駐外武官とその情報の管理や諜報員の育成・派遣、在外華人の行動調査など軍事情報を扱っていた。[47]

政策を推進した両部局の職掌・性格については以上のとおりである。いずれも極めて広範な職掌を有し、強大な機能を有しているのが目を惹く。侍従室は軍政に限らず抗戦政策全般の策定において中枢に位置づけられていたと思われる。他方、軍令部は制度上の規定と設立の経緯を見る限り、軍において作戦を担当する軍令の機能に

加え、人事や動員計画など軍事行政の一部をも担っていた。[48]

二つの部局に与えられた権限は軍事委員会を中心とする抗戦体制の確立をうかがわせる。しかも、侍従室における非公式の会議が政策決定上の重要な役割を果たしていたと推察されるように、軍令部や侍従室は制度で規定される以上の役割を果たしていたというのが実態であろう。それは一九四〇年五、六月の対仏印政策において明確に表れている。例えば、軍令部は単独で対仏印軍事協力策の立案とフランス武官との準備交渉を担っているが、前者は作戦系統を専任する同部第一庁の職掌と全く異なる業務であった。しかも第一庁の立案した建議案は蔣介石および何應欽の指示を受けた軍令系統の幕僚が対仏印軍事協力に関し研究した結果をまとめた文書であったが、作成されるやフランス側との交渉案として位置づけられた。予備交渉が進展したあかつきには侍従室が担うことになっていた。管見の限りでは、この案が外交部に通され議論の俎上にあげられた形跡は見られない。以前、対仏政策を構想した王世杰も軍事委員会参事室主任であったが、政策過程に参与していないと思われる。[49] 軍事委員会は単独でかつ臨機応変に対外政策を立案・遂行しうる体制となっていた。そして、その中枢に位置する部局は、蔣介石の側近幕僚集団を構成し、彼の関心に沿って政策を遂行する強力な組織として機能していたのである。

これに加え、一連の政策過程から見える軍事委員会内部の状況について考えるべき点はもうひとつある。それは軍事委員会の部局間における人事上の交流である。すでに挙げた軍令部と侍従室、そしていわゆる特務機関である軍統との間には人事において重なる部分が少なくない。

まず侍従室について見ると、注目すべき点がいくつかある。例えば、軍統局長のポストは侍従室第一処主任が兼任することになっていたとされる。ただし局長が軍統の職務に関与することはなく、副局長の戴笠が責任を負い指揮を執っていたという。[50] この慣行に則り賀耀組侍従室第一処主任は軍統局長を兼務しており、その後、同主任に再任された林蔚、銭大鈞も同様に軍統局長を兼務していた。[51] なお、このことを踏まえれば、少なくとも正式な手続きを経て蔣介石に提出された軍事情報は、侍従室第一処主任が目を通すと同時に軍統の知悉するところとなっていたと考えられる。一九四〇年五月二九日の機密情報文書に賀耀組だけでなく戴笠の判が押されていたこ

ともそれを示している。

また軍事情報を扱う第二処第六組組長の唐縦の日記には、侍従室が戴笠との間で情報工作をめぐり緊密な連絡をとっていたと窺われる記述が数多くみられる。[52] 侍従室と軍統は情報収集から政策にいたるまで緊密な連携関係にあったのである。

そして、軍令部もまた侍従室および軍統と人事上の交流を有していた。例えば同部次長は劉斐（同部第一庁長と兼務）であったが、その前任者の林蔚は侍従室第一処主任を兼務していた。しかも、すでに述べたとおり、劉斐は一九四〇年二月の桂南会戦に際し広西省の防衛計画を策定した中心的人物の一人であり、西南国境地域における軍事政策の中核に関与していた。

その他、第二庁は上記のとおり軍統や侍従室第六組と並んで軍事委員会内の情報を扱う部局であるが、職掌だけでなく人事においても重なるところがあった。例えば戴笠の死後、軍統局長に就任した鄭介民は、一九三九年より軍令部第二庁副庁長と軍統秘書長を兼任しており、一九四四年には軍令部第二庁の長を務めていた。[53] 一九四〇年当時、第二庁のなかでも国内外の情報を取り扱う第三処・第四処は鄭の掌握下にあった。他にも、鄭は軍統・ソ連軍間の軍事情報協力組織である中ソ特殊技術合作所の主任を務めていた。[54] 軍令部もまた侍従室、軍統との間に密接な人的交流を有していたのである。軍統、軍令部第二庁、侍従室第六組はいずれも軍の情報工作に携わる部局であり、人事関係も共通していた。

加えて、中央だけでなく西南国境地域に設置された現地機関にまで視野を広げれば、政策に直接関与せずとも、軍事委員会内でこの問題に関係していた人的サークルはさらに広がる。劉斐と賀耀組の前任者で軍令部、侍従室、軍統の各幹部職を務めていた林蔚は、一九四〇年五、六月当時桂林辦公庁の副主任として桂林にいた。同庁は広西省に駐屯する部隊と中央とをつなぐ連絡機関である。[55] 軍令部の計画にあるように国境付近あるいは仏印領内への進軍という事態になった場合、桂林辦公庁は軍事委員会の現地連絡機関として重要な役割を果たしていたであろう。なお、林蔚はこの後もビルマ遠征軍の参謀長を務めるなど西南国境地域における軍事・外交戦略の中核で重要な役割を果たし続けた。また、この他にも西南国境地域における運輸は軍統の監督下にあった。なかでも運輸統制局の保安部門を担う監察処は、軍統の要員が指揮を執っていた。[56]

さらに西南国境地域に関与する幕僚たちは実際の作戦においても互いに連携していた。例えば一九四〇年二月の桂南会戦では、現地司令部である桂林行営の参謀長を務めていたのが林蔚であった。林蔚は徐永昌軍令部長らと頻繁に連絡を交わしており、中央と現地を直接結ぶ役割を果たしていた。[57] そして前述のとおり会戦後は、劉斐率いる軍令部第一庁が広西省防衛策を立案した。作戦を通じ侍従室や軍令部の系統に属する幕僚が西南国境地域における軍事政策に集中して関与していたのである。

以上のことから、西南国境関係の政策については、蔣介石とその周辺の高級幕僚集団のみで立案から遂行まで担いうる態勢が軍事委員会内に整いつつあったといえよう。外交・軍事・経済という抗戦体制の根幹に深く関わる西南国境地域での戦略を強力に推し進めるため、蔣介石は軍事委員会の中枢による政策の遂行をはかった。

政策過程に関与する部局と人的関係から、軍事委員会の対仏印軍事協力案がそれ以前のものと大きく異なっていることは明らかであろう。孫科や外交部、王世杰などは日本に対する国際的圧力の強化を目標とする欧米協調を軸とした対日外交戦を重視していたが、一九四〇年五、六月の案はそうした外交戦略というより軍事的な観点から構想されたものだった。もちろん、いずれの政策も蔣介石の指示を受けて各々が推進したものなので、[58]「中越関係」案のみをもって軍事委員会があらゆる対仏印政策を主導・掌握していたとみることは全くの誤りである。とはいえ、同案に関与した幕僚・部局が一九四〇年五、六月以前あるいは以降も西南国境地域政策に携わっていたこと、重慶政府の抗戦戦略における同地域の重要性を踏まえればその政治的意義は重要であるといえる。軍事委員会の政策過程に見出される政策的・人的サークルとは、つまり蔣介石の抗戦指導体制を支える高級幕僚集団であった。彼らは西南国境地域における軍事と外交を連関させることにより、欧米諸国に支援を訴えかけ協力関係を構築する従前の抗日戦略とは異なる政策を模索していった。

おわりに

本稿において軍事委員会の対仏印軍事協力問題を検討した意義は主に二点ある。それは第一に、重慶政府の政策過程のなかで軍事委員会が動く際、各個人・部局がどのように働き、連関したのか、実際の政策文書から分析したことである。さらに、この分析により自ずと軍事委

員会が西南国境地域における抗戦政策のなかで果たしていた役割も判明する。第二に、軍令部の建議案の分析を通じて、軍事委員会の西南国境をめぐる政策の方針や情勢認識とその具体的対応を明らかにしたことである。そのため、本稿は軍事委員会が一九四〇年五月から六月にかけて対仏印政策を模索する過程について、作成された政策案と、政策過程に関係した各部局の性格および部局間の人事関係を分析対象として論じた。

政策の内容やその意図については、軍令部第一庁が作成した建議案をもとに論じた。軍令部の案はまずその情勢認識に特徴づけられる。それは日本が南進して西南国境と国際ルートを攻撃するのを阻止するために、仏印と協力して日本の仏印進駐を防ぐというものであった。軍令部は仏印と雲南が日本軍の脅威に対して表裏一体である点を強調することで、国境防衛に対仏印政策を包括させた。日本の南進と西南国境防衛という二つの軸の交わるところに軍令部の政策は形成されたのである。

人物や部局については、まず蔣介石・何應欽ら軍の最高指導部が当初から関与していたことを挙げ、政策がトップダウンで推進されたことを指摘した。次に政策の実務面を担った軍令部と侍従室に注目し、その機能や設立の経緯について概観した。両部局には軍の作戦・行政各部門に関する機能が集中していた。

また、部局間の関係については、特に政策の実質的な推進者であった侍従室と軍令部、軍の情報機関である軍統、さらに西南国境地域の出先機関の間に見られる人事の交流に注目して論じた。各部局それぞれ処長級・主任級の幹部人事が重なっており、林蔚のように各幹部職すべてを経験した人物もいた。彼らは特に情報や作戦に関する職務を通じ互いに連携しており、西南国境地域の軍事政策をめぐる人的サークルを形成していた。

以上の人的サークルに基づいた政策集団を擁する軍事委員会がほぼ一貫して推進したことにより、一九四〇年五、六月の対仏印政策は軍の論理を色濃く反映したものとなった。このため、孫科や王世杰など軍以外の系統に属す人物たちが主に立案した、欧米との協力関係強化を主目標とする従前の国際戦略とは異なる性格を有する政策となった。軍令部は、北部仏印の国境地域で日本軍と戦うことを目標とし、西南国境地域の防衛を第一義的に念頭におくと同時に、作戦によって戦争そのものを国境の外へ拡大させようと図っていた。対仏印軍事協力は西南国境防衛の手段であると同時に、フランスを軍事的に

日本との戦争に巻き込む策でもあったのである。

ヨーロッパにおけるドイツの西部攻勢を契機とし、東アジアで日本が南進政策を始動させる情勢下において、重慶政府軍事委員会は侍従室、軍令部、軍統といった組織の中枢に位置する部局を結集させて事態の対応にあたった。そして、対仏印関係と西南の戦況を連関させた政策を構想した。それは生命線ともいうべき西南国境地域の防衛を果たしつつ、戦線を東南アジアまで拡大させることで日中戦争を軍事的に国際化させようという試みであった。日本の南進の兆候が日中戦争の国際化を進める契機であったことは言うまでもないが、それは外交戦をめぐる状況・条件の変化にとどまらない意義を有していた。すなわち軍事委員会にとって「南進」は、国内にとどまっていた戦線を国外へ広げることにより、欧米も直接関与せざるをえない状況を軍事的に創出しうる機会であった。結果、西南国境地域に関する軍事政策は対外関係と結びつきながら、軍事委員会内にある種の政策サークルを形成させ、重慶政府の抗戦戦略において一つの焦点となっていった。

以上が「中越関係」案から読み取れる軍事委員会の政策構想とそれに関与した組織の分析である。ただし、二つの論は、対仏印軍事協力という政策の枠組みより広い文脈の中で捉えられるべきである。たとえば、本稿で取り上げた人物・部局の多くが一九四二年のビルマ遠征軍派遣など西南国境地域における重慶政府の軍事戦略に直接的・間接的に関与していた。ビルマロードの存在や遠征軍派遣など同地域における政策が常に英米との協力関係のうえに成立していたことを考慮すれば、彼ら軍事委員会高級幕僚たちの重要性は疑うべくもない。西南国境をめぐる軍事委員会の政策と組織というテーマは、一九四〇年五、六月という短期的・定点的な分析に留まらない問題を孕んでいるといえよう。本稿はあくまで檔案の分析に集中するためあえて言及しなかったが、今後の課題として最後に触れておく。

まず、西南国境地域における対日作戦という構想が一九四〇年六月以降も議論されていったのか検証する必要がある。そしてその政策過程に、本稿で論じた軍事委員会の人物・部局がいかに関与していたのか、あるいはしていなかったのかについても解明しなければならない。日本は一九四〇年九月に北部仏印進駐に踏み切り、日独伊三国同盟を締結することで米英との対立を決定的なものとしていく。日米開戦に向け国際情勢が大きく変動し

ていくなかで、西南国境地域の軍事と対外関係は重慶政府の抗戦戦略上、大きな焦点であったと思われる。その政治過程において軍事委員会がいかなる役割を果たしたのか、政策構想の内容や組織内の関係性も含め今後の研究課題としたい。

また、軍事委員会中枢の部局が軍事だけでなく対外関係についても強力に関与し政策を策定していた面もみられたことから、軍事委員会の権力が伸長しつつあったといえる。これは蔣介石と側近幕僚たちによる抗戦期の国家運営の強化にとどまらず、戦後台湾における独裁的指導体制の確立にまで影響したものと思われる。[59] そのため、軍事委員会が抗戦期の国家運営においていかなる役割を果たしていたのか考察することは一九四〇年代以降の蔣介石政権のあり方を論ずるという意味でも踏まえるべき文脈となろう。

註

（1）日本の南進については非常に多くの論考がある。なかでも森山優は政策分析の観点から詳細に論じており参考になる（同「「南進論」と「北進論」」（倉沢愛子ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争〈七〉支配と暴力』岩波書店、二〇〇六年、一八九―二一八頁））。森山は日本軍部内での南進政策論に注目し、実際に日本が遂行した一九四一年の段階に至るまで同政策がさまざまな変遷をたどったことを実証している。一方で、本稿の論ずる「南進」はあくまで当時の中国政府指導部の目に映ったもののため、森山が論じたそれとは必ずしも重ならない。本稿はあくまで、蔣介石らが南シナ海付近における日本の軍事行動を「南進」の兆候として捉え、対日戦略を構築していく一断面を論じる。つまり日本国内の政治・外交・軍事上の文脈に定位されるものとは完全に一致しない「南進」が描かれることになるが、それはあくまで中国側の認識の範囲内で想定されたものなのである。

（2）例えば鹿錫俊「世界化する戦争と中国の「国際的解決」戦略―日中戦争、ヨーロッパ戦争と第二次世界大戦」（石田憲編『膨張する帝国拡散する帝国―第二次大戦に向かう日英とアジア』東京大学出版会、二〇〇七年所収）があげられる。

（3）ビルマをめぐる米英中の軍事協力に関しては斉錫生『剣抜弩張的盟友：太平洋戦争期間的中美軍事合作関係（一九四一―一九四五）』台北：中央研究院、二〇一一年や呉圳義「中英対収復緬甸問題歧見―自緬甸淪陥至開羅会議」（中央研究院近代史研究所編『抗戦建国史研討会論文集一九三七―一九四五』（上）台北：中央研究院、一九八五年所収）がある。また雲南西部・ビルマでの作戦に関しては論文・著作（一般書含む）など枚挙にいとまがなく、ここでは代表的なものとして何光文『滇西抗戦史論』昆明：雲南大学出版社、二〇〇七年や、Yunhu, Zang,

“Chinese Operations in Yunnan and North” Burma, Peattie, Mark & Drea, Edward & Hans Van de Ven eds. *The Battle for China*, Stanford : Stanford University Press, 2011 を挙げるにとどめる。

（4） 本稿における「幕僚」とは軍事委員会の幹部と各部局に務め軍事を指導した参謀要員を指す。

（5） この問題については鹿錫俊「国民政府対欧戦及結盟問題的応対」（『歴史研究』二〇〇八年五期）や同「援中ルート閉鎖危機下の蔣介石―一九四〇年夏における対独・対日政策の再選択を中心に」（山田辰雄・松重充浩編著『蔣介石研究―政治・戦争・日本』東方書店、二〇一三年所収）など鹿による一連の研究があるほか、中国南方および東南アジアの戦局と欧米の極東政策の関係について論じた Macri, Franco David, *Clash of Empires in South China : The Allied Nations' Proxy War with Japan, 1935-1941*, Lawrence : University Press of Kansas, 2012. がある。中国と各国との関係については前述の鹿をはじめ膨大な数の個別研究があり、ここでは総合的に論じたものとして呉景平『抗戦期国民政府的大国外交』常熟：世紀出版集団、二〇一二年、楊天石・侯中軍主編『中日国際共同研究戦時国際関係』北京：社会科学文献出版社、二〇一一年（日本語では西村成雄・石島紀之・田嶋信雄編『国際関係のなかの日中戦争』慶應義塾大学出版会、二〇一一年）、王建朗『抗戦初期的遠東国際関係』台北：東大図書公司、一九九六年を挙げるにとどめる。

（6） 楊維真『従合作到決裂：論龍雲与中央的関係一九二七―一九四九』台北：国史館、二〇〇〇年をはじめ楊維真による中央―雲南関係についての一連の研究がある。

（7） 施曼華『抗日戦争時期西南西北的国際公路』台北：正揚出版社、一九八八年、四三頁。

（8） 相沢淳『海軍の選択―再考真珠湾への道』中央公論新社、二〇〇二年、一四四―一四五頁。

（9） 中国南京第二歴史檔案館編『抗日戦争正面戦場』（上）、南京：鳳凰出版社、二〇〇五年（以下『抗日戦争正面戦場』（巻号）と略称する）、軍令部擬国軍守勢作戦計画稿（一九四〇年四月）、五九頁。

（10） 防衛省防衛研究所所蔵「仏印国境作戦戦闘詳報」支那―支那事変全般／一三四。

（11） 立川京一『第二次世界大戦とフランス領インドシナ：「日仏協力」の研究』彩流社、二〇〇〇年、六三―六五頁。

（12） 戸部良一「北部仏印進駐―「南進」の一断面としての考察」（『防衛大学校紀要［社会科学編］』三七輯、一九七八年）四三―四四頁によれば、有田演説まで日本政府は南方進出の方針を公に発信しておらず、またそうした姿勢を示すことを戒める声すら政府内にあったが、フランスの降伏を契機に一般に対しても明確に言及するようになった。

（13） 中国側の視点から、この問題に言及した研究としては、陳三井「抗戦初期中法交渉初探」（前掲『抗戦建国史研討会論文集一九三七―一九四五』（上）所収）および劉衛東「論抗戦前期法国関於中国借越南運輸的政策」（『近代史研究』二〇〇一年二期）、黄慶華「抗日戦時期及戦後初期的

中法関係」（『近代史研究』二〇〇八年二期）などがある。

(14) 劉衛東前掲論文、一九九頁。

(15) 陳三井前掲論文、三二三頁および秦孝儀編『中華民国重要史料初編対日抗戦時期：戦時外交』（二）、台北：中国国民党中央委員会党史委員会、一九八一年（以下『戦時外交』（二）と略称する）、立法院長孫科自巴黎呈蔣委員長報告與法軍部密洽中法合作互助之結果電（一九三八年七月一日）、七四五頁による。

(16) 陳三井前掲論文、三二四頁。

(17) 陳雁『抗日戦争時期中国外交制度研究』上海：復旦大学出版社、二〇〇二年、七八―七九頁。

(18) 『戦時外交』（二）、軍事委員会参事室主任王世傑自重慶呈蔣委員長関於中法軍事合作問題節略簽呈（一九三九年四月四日）、七八八―七九〇頁。

(19) 鹿錫俊前掲「世界化する戦争と中国の「国際的解決」戦略」二一六―二二二頁。

(20) 蔣介石より外交部宛て、侍秘渝字第五九九四共六二字、一九三九年五月二六日発、中央研究院近代史檔案館所蔵外交部檔案「中法軍事協定草案」11-EUR-02092.

(21) 黄鑫より軍事委員会侍従室宛て、情渝二四一四号、一九四〇年五月二八日発、国史館国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01. 軍統は軍の情報部に当たり、日本軍や対日協力政権に対する特務工作のほか海外における情報工作などに従事していた。

(22) 黄鑫より軍事委員会侍従室宛て、情渝二四一四号、一九四〇年五月二八日発、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01. 檔案下部に付されたメモによる。

(23) 蔣介石より何應欽宛て、代電字第二二七〇共字、一九四〇年六月二日、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(24) 『事略稿本』四三巻、一九四〇年五月一六日、五〇八―五一〇頁によれば、蔣介石は徐永昌にヨーロッパの戦況について研究と詳細報告を指示し、自身も情勢を考察している。また、侍従室でも唐縦がヨーロッパ情勢に関する報告書をまとめたことを日記に記している（唐縦『在蔣介石身辺八年―侍従室高級幕僚唐縦日記』北京：群衆出版社、一九九一年、一九四〇年五月三〇日、一三二頁）。

(25) 蔣介石より何應欽宛て、代電字第二二七〇共字、一九四〇年六月二日、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(26) 蔣介石より何應欽宛て、代電、附「倭寇擬窺越南与我国対策之建議」、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(27) 蔣介石より何應欽宛て、代電、一九四〇年六月九日、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(28) 徐永昌より何應欽・蔣介石宛て、簽呈、一九四〇年六月一五日呈、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(29) 『事略稿本』四三巻、一九四〇年六月一七日、六六一頁。

(30) 蔣介石より張治中宛て、手令第一一〇二号、一九四〇

年六月一七日発、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(31) 『事略稿本』四四巻、一九四〇年八月七日、一四六頁。

(32) 蔣介石より何應欽宛て、代電、附「我河内総領事与越方談判情形」、一九四〇年六月二〇日発、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(33) 蔣介石より何應欽宛て、代電、一九四〇年六月九日、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(34) 蔣介石より何應欽宛て、代電、附「倭寇擬窺越南与我国対策之建議」、国史館所蔵国民政府檔案「中越関係」0620/5043.01-01.

(35) なお、この日本軍の状況に関するくだりは軍令部第二庁の得た情報に基づくものであったと思われる（徐永昌『求己斎日記抄稿』第三一冊、一九四〇年六月四日、国史館所蔵個人檔案、128000977005 3A 参照）。

(36) 黄自進、潘光哲編『蔣中正総統五記 困勉記（下）』一九四〇年六月一九―二三日、台北：国史館、二〇一一年、七二三―七二五頁。

(37) 『抗日戦争正面戦場』（中）、劉斐張秉均致蔣介石等簽呈（一九四〇年二月一二日）、九五五―九五六頁。

(38) ただし、当時イギリスやアメリカは日本との戦争を避ける方針をとっており、連携の可能性は極めて低かった。池田清「日英から日米へ―対日統一戦線の形成過程」（『軍事史学』七五号、一九八三年）四―五頁や Perry, J. K. J., "Powerless and Frustrated: Britain's Relationship with China During the Opening Years of the Second Sino-Japanese War, 1937–1939" *Diplomacy & Statecraft*, London: Routledge, pp. 421–422 および Utley, Jonathan G., *Going to War with Japan 1937–1941*, New York: Fordham University Press, 2005, pp. 87–89.

(39) 無論、蔣介石の権力基盤が軍にあったことを考えれば、こうした事例は重慶政府において事欠かず、それほど特筆すべきことではないかもしれない。しかし、「ありふれた」問題だからであるがゆえに、軍事委員会内部の政策過程に働いていた力学を分析することは、重慶政府の政策決定のあり方を規定する構造的要因という普遍的なテーマを議論するうえでも良い材料となろう。

(40) 周美華編『国民政府軍政組織史料第一冊 軍事委員会』（一）新店：国史館、一九九六年（以下『軍事委員会』（一）に略称する）、「四五、国防最高会議函国民政府決議通過修正軍事委員会組織大綱及系統表請査照密令勅遵―民国二十七年一月十日」七九頁。

(41) 張瑞德「遠隔操縦―蔣介石の「手令（直接指令）研究」」（姫田光義・山田辰雄編『中国の地域政権と日本の統治』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年所収）四九―五〇頁によれば、蔣介石をはじめ軍幹部は政策立案に直接関与するスタイルを好み、それによって指導を強化し、自らの考えを実現しようと図る傾向にあった。

(42) 『事略稿本』四四巻、一九四〇年八月七日、一四六頁。

(43) 蔣公侍従人員史編纂小組『蔣公侍従見聞録「侍従人員史」』台北：国防部史政編纂局、一九九七年、一三八―一四〇頁。

(44) 陳雁前掲書、七五頁。
(45) 戚厚傑・劉順発・王楠編著『国民革命軍沿革実録』石家荘：河北人民出版社、二〇〇一年、四三一頁。
(46) ただし①～④が各庁の職掌を指すわけではない。『軍事委員会』（一）、「四五、国防最高会議函国民政府決議通過修正軍事委員会組織大綱及系統表請査照密令勅遵」八四―八五頁。
(47) 『軍事委員会』（一）、「二四、行政院呈国民政府准軍事委員会軍令部組織法及服務規程等件備案―民国二十八年十二月八日」三〇〇―三〇二頁。
(48) 同上、二九九―三〇四頁。
(49) たとえば『王世杰日記』を見る限り、一九四〇年五・六月の間で王が仏印問題に言及した部分はある。しかし、軍事委員会のメンバーと同問題を討議したのは六月二二日の蔣介石との会談のみであり、政策立案への参与を示す動きは見られない（林美莉編集校訂『王世杰日記』（上）台北：中央研究院、二〇一二年、二七二―二七八頁）。
(50) 戚厚傑・劉順発・王楠前掲書、四九九頁および馬振犢『国民党特務活動史』北京：九州出版社、二〇〇八年、一三六頁による。ただし人事上の慣行であるため、明白な根拠に欠けており実証の難しいところである。とはいえ、軍統と侍従室との人事および機能上の連関を示す重要な指摘であるので、不明確な部分をふまえたうえで注釈をつけて叙述に採用した。
(51) 馬振犢前掲書、一三六頁。なお侍従室では林蔚は賀耀組の前任者である。
(52) また唐縦前掲書、一頁や戚厚傑・劉順発・王楠前掲書、四九九頁によれば唐縦は侍従室第六組組長在任時に軍統本部の内務も兼任していたという。
(53) 馬振犢前掲書、一三九頁。
(54) 岩谷將「蔣介石、共産党、日本軍―二〇世紀前半、中国国民党における情報組織の生成と展開」（前掲『蔣介石研究』所収）三七四頁および戚厚傑・劉順発・王楠前掲書、四九九頁。
(55) 『事略稿本』四三巻、一九四〇年四月二一日、四一三頁。
(56) 王良卿「情報領袖与派系政治―従国史館新進史料観察戴笠和CC系勢力的競争」（呉叔鳳・張世瑛・蕭李居編『不可忽視的戦場抗戦時期的軍統局』台北：国史館、二〇一二年所収）五〇―五一頁。
(57) たとえば『抗日戦争正面戦場』（中）、白崇禧与蔣介石等来往密電（一九三九年一二月）、九二三―九二五頁などからは林蔚が現地の作戦に行営参謀長として深く関与していたことがわかる。
(58) 鹿錫俊前掲「世界化する戦争と中国の「国際的解決」戦略」二二一頁。
(59) 抗戦期の軍事委員会について西村成雄は、一九三〇年代から抗戦期にかけて国民政府の統治体制は従来の国民党と中央政治会議による「以党治国」の体制から、軍が最上位に位置する「以軍治国」の体制へと変化していったと論じている（西村成雄・国分良成『党と国家政治体

制の軌跡』岩波書店、二〇〇九年、四〇―四二頁）。そして、松田康博は、抗戦期における軍の統一・中央化の推進に言及しつつ、台湾撤退後にはじめて軍の完全な中央化が達成され、蔣介石による「領袖独裁型党治」が貫徹された、としている（松田康博『台湾における一党独裁体制の研究』慶應義塾大学出版会、二〇〇六年、三一六頁）。これらの議論の背後にある文脈を理解するためにも、軍事委員会への権力の集中と抗戦政策の関係を論ずる必要があると思われる。